

令和8年度入学 総合政策学部 一般選抜・後期 試験問題の出典

種別	大問番号	著者名	著作物名	書名等	版元
総合問題	資料(A)	東京新聞デジタル	チケット価格が正価の30倍に・・・でも摘発が進まない 不正転売がイベントの本格再開とともに拡大	2023年 < https://www.tokyo-np.co.jp/article/273051 > より 一部改変 東京新聞デジタル2023年8月28日	東京新聞デジタル
	資料(B)	奥窪 優木	転売ヤー 闇の経済学	2024年 pp. 109-111 より 一部改変	新潮社
	資料(C)	安田 洋祐	高額転売の何が問題か？『需要法則』からの接近	「アステイオン」96号 2022年 pp. 33-34・41-42 より 一部改変	CCCメディアハウス
	資料(D)	弁護士ドットコムニュース	STARTO 社が「チケットの悪質転売ヤー」の身元開示請求、横行する高額転売をどうしたら撲滅できるのか？	2024年 < https://www.bengo4.com/c_23/n_17936/ > より 一部改変	弁護士ドットコムニュース
	資料(E)	伊藤 英里	リスク大のチケット転売	「AERA」第38巻4号 通巻2070号 2025年 p.21 より 一部改変 承認番号 26-1284 ※朝日新聞社に無断で転載することを禁じる	朝日新聞出版
	資料(F)	(2018年度までについて)			
	図1	国民生活センター	インターネットでのチケット転売に関するトラブルが増加しています！	2019年 < https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190606_1.html > より 一部改変	国民生活センター
		(2019年度以降について)			
		NHK北海道NEWS WEB	高額転売でタレント所属会社など転売サイトに情報開示の手続き	2024年 < https://www3.nhk.or.jp/sapporo-news/20240910/7000069738.html > より 一部改変	NHK北海道NEWS WEB

種別	大問番号	著者名	著作物名	書名等	版元
総合問題	資料(F) 図2	消費者庁	令和2年版消費者白書 図表I-1-4-12 「チケット転売」に関する 消費生活相談件数の推移	2020年 < https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2020/white_paper_115.html#zuhyo-1-1-4-12 > より 一部改変	消費者庁

令和 8 年度 一般選抜・後期

総合政策学部

総 合 問 題 (120 分)

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 この冊子は、8 ページあります。なお、下書き用紙が 2 枚あります。
- 3 試験中に問題冊子及び解答用紙の印刷不鮮明、ページの脱落などがあった場合は、手を挙げて試験監督者に知らせなさい。
- 4 解答は、必ず黒鉛筆(シャープペンシルも可)で記入し、ボールペンや万年筆などを使用してはいけません。
- 5 解答用紙には、氏名及び受験票と同じ受験番号を忘れずに記入しなさい。
- 6 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 7 下書きの必要があれば、下書き用紙を利用してかまいません。
- 8 試験終了後、問題冊子と下書き用紙は持ち帰りなさい。

資料(A)～(F)を読み、次の問いに答えなさい。

- 1 資料(A)の下線部(a)・(b)、資料(B)の下線部(c)、資料(E)の下線部(d)・(e)のカタカナをそれぞれ漢字で書きなさい。
- 2 資料(A)を踏まえて、チケットの高額転売が興行主にもたらす悪影響について 100 字以内で述べなさい。
- 3 資料(B)の二重下線部(ア)について、売り出し価格を高くすることがなぜ転売対策になるのか。資料(B)・(C)を踏まえて、「需要法則」という語を必ず用いて 150 字以内で述べなさい。
- 4 資料(B)の二重下線部(イ)について、「先に述べたような課題」とはどのような課題か。100 字以内で述べなさい。
- 5 資料(F)を踏まえて、チケット転売に関する相談件数の推移について、当時の社会情勢を考慮しつつ 200 字以内で説明しなさい。
- 6 なぜチケットの高額転売はなくなるのか。資料(A)～(F)を踏まえて、チケットの高額転売が生じる背景や原因、対策例のデメリットに言及しつつ 600 字以内で述べなさい。

資料(A)

「とても買えない」。神奈川県内の女性会社員(30)はスマートフォンに表示された転売チケット価格を見て肩を落とした。10万円。正価の10倍を超えていた。

昨冬、コンサートに行こうと複数の公演に申し込んだが落選。諦められず仲介サイトをのぞくと、数万～10万円ほどの出品が続いていた。「転売のせいで、本当に応援したい人が買えない」。交流サイト(SNS)を通じて定価で販売するという人物とやりとりしたが、費用を振り込んだら連絡が途絶えた。何度も問い合わせて返金だけは受けたが、チケットは手に入らなかった。

転売トラブルが相次ぐ中、神奈川県警は7月、公演のチケット1枚(販売価格1万3000円)を39万円で売るなど不正転売を繰り返したとして、入場券不正転売禁止法^注違反の疑いで、福岡市の無職の男(25)を逮捕した。雇った複数の「買い子」が公式サイトから購入したチケットを仲介サイトで転売し、2019年以降、約1億6000万円を売り上げた疑いがある。

同年に施行された同法は、興行主の許可を得ずに業として販売価格を超える価格で転売することを禁じている。「業として」は主に反復性や継続性で判断される。ただ、ソウサ^(a)関係者は「サイト上で複数のアカウントが使われると、出品者の特定は容易ではない」と明かす。警察庁の統計によると、21年の同法違反による摘発は全国で10人にとどまる。

興行主の対応にも限界がある。劇団四季を運営する四季(横浜市青葉区)は、自社の出品サービスを導入。仲介サイトを監視し、転売が確認できたチケットを無効とするが、「全体量が把握できず監視が追いついていない可能性がある」と明かす。

大手仲介サイト「チケット流通センター」を運営するウェイブダッシュ(東京都千代田区)の担当者は「不適切利用防止のための措置をとっている」と説明する一方で、詳細は伏せた。

この問題に詳しい福井健策弁護士は「仲介サイトを使えば売れ残るリスクが少なく、誰でも気軽にチケットを高額で転売できる。運営会社は不正なアカウントの出品禁止や通報などの対応を積極的にとるべきだ」と指摘。「チケットが高額で売買されれば、ファンは他のグッズやチケットに使えたはずの資金がなくなる。興行主にとってもマイナス。1回の不正転売でも摘発できるように法改正をケン^(b)トウする必要がある」と提案した。

(東京新聞デジタル『チケット価格が正価の30倍に…でも摘発が進まない 不正転売がイベントの本格再開とともに拡大』、2023年、<<https://www.tokyo-np.co.jp/article/273051>>より、一部改変)

注) 入場券不正転売禁止法：正式名称は「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」。略称として、「入場券不正転売禁止法」や、「チケット不正転売禁止法」が用いられる。

資料(B)

転売対策として、「そもそもの値付けの失敗であって、売り出し価格をもっと高くすればいい」^(ア)という意見がよく聞かれます。もっともですが、ややビジネスを単純化して捉え過ぎています。販売側があえて値上げをしないのには、しばしば理由があるからです。

「^{だっさい}瀬祭」で有名な旭酒造(山口県)は、商品の転売行為が後を絶たない状況に^(c)カンガみて、2017年に「お願いします。高く買わないでください」という新聞広告を出したことがあります。以前、社長とご一緒した際に「年に一度しか飲めない高級酒ではなく、今晚の晩酌の楽しみに食卓に並ぶお酒でありたい」と話されていました。コンサートにしても、1回だけではなく、今後、何度も足を運んでほしいという思いがあるからこそ、ファン層の手に届きやすい価格に抑えています。それは、誠意であると同時に、立派なマーケティング戦略ですね。

ただし一方で、もう少し柔軟な価格設定にした方がいいというのも、事実でしょう。

例えば、市場の需要と供給に応じて商品やサービスの価格を変える「ダイナミックプライシング」です。メジャーリーグでは、スター選手が出場する試合など、観戦希望者が殺到するような場合には同じ球場の同じチケットであっても、公式販売の定価が数倍に跳ね上がります。これには、一定の転売防止効果があると考えられています。

販売側が設定する定価が、需要と供給によって決まる実勢価格よりも低い場合、両者の差額を利益に変えるのが転売行為です。ダイナミックプライシングにより、需要が集中する期間や商品に関しては、定価を値上げして実勢価格に近づけることで、転売ヤー^注が入り込む隙が埋まるからです。

(中 略)

最近、音楽コンサートで「S席なのに、実際に行ってみたら、ひどい席だった」といったSNSの投稿も目立ちます。こうした「名ばかりS席」の批判に対応するためにも、いわゆる最良席はSS席、一般に見えにくいとされる席はB席やC席に設定してかなり価格差を付けてもよいのではと思います。そうすることで、各価格は市場の実勢価格に近づきますから、高額転売は成立しにくくなるでしょう。

ただ、先に述べたような課題^(イ)もありますので、ジャンルやファンの事情にも応じた、バランスの良い導入が望まれますね。

(奥窪優木『転売ヤー 闇の経済学』, 新潮社, 2024年, pp.109-111より, 一部改変)

注) 転売ヤー: 商品を買う「バイヤー」と「転売」を掛けた造語。高額転売によって利益を得ることを業として行う者のこと。

資料(C)

経済学に登場する定理や法則の中で、最もシンプルなものは何だろうか。筆者の頭に真っ先に思い浮かんだのが「需要法則」である。「価格を上げると需要が減る」あるいは「価格を下げると需要が増える」ことを表すこの法則の中身は、どんな経済学の入門書でも必ず触れられている。

(中 略)

はじめに、みなさん自身の消費行動を少し振り返ってみて欲しい。ある商品の値段が高くなれば買い控え、安くなれば積極的に買うというのは納得できる行動パターンではないだろうか。多くの消費者が、市場においてこのパターン通りに行動すれば需要法則は成立する。

(中 略)

最後のトピックとして、需要法則の応用編という形で、定期的に世間の注目が集まる「転売問題」について考えてみよう。人気アーティストのコンサート・チケットが手に入らず、二次市場^注で高値で売買される「高額転売」が大きな社会問題となったことは記憶に新しい。同様に、初期のコロナ禍では品切れとなったマスクが二次市場において高額で転売されていた。ホビー市場では、一部のゲーム機などが店頭ではなかなか購入できず、長期にわたって二次市場において定価を遥かに上回る金額で売買されている。こうしたやや異常な状況は、需要法則をはじめとする経済学の考え方を使ってどのように分析することができるのだろうか。まず気付く点として、チケットはコンサート会場の座席数、マスクやゲーム機は工場の生産キャパシティによってそれぞれ供給量が(短期的には)制限されている。そのため、経済学的にはこれら的高額転売は「供給量が一定の財に対して需要量が大きく上回っている」ために生じる問題、という風に整理することができる。

(安田洋祐「高額転売の何が問題か? 『需要法則』からの接近」『アステイオン』96号, CCCメディアハウス, 2022年, pp.33-34・41-42より, 一部改変)

注) 二次市場: 一度市場で販売された財を売買する市場。

資料(D)

アイドルやタレントのチケットが、個人売買の仲介サイト(転売サイト)で高額で売買されていることを受け、S社などは9月5日、転売サイトの運営会社に対し、悪質な出品者の発信者情報開示請求を行ったと公表した。

(中 略)

不正な転売をなくすためにはどのような取り組みが必要なのか。福井健策弁護士に聞いた。

(中 略)

——チケット不正転売禁止法が施行されたのにもかかわらず、こうした高額チケット転売は横行しています。どうしたら不正なチケット転売を撲滅できるのでしょうか。

本当に困った事態ですが、抑え込むために第一に重要なのは、チケット転売サイトが誠実に対策に協力することです。

なぜこれほど買占めが起こるかといえば、容易に高額で転売ができるからです。なぜ容易に高額転売できるかといえば、転売サイトが、身元を隠して出品して高額の購入者と結びつき、安全に代金を受け取る手段を提供しているからです。個別に相対で販売することは、個人転売ヤーにも購入者にもハードルが高いのです。

転売サイトは、匿名の出品者の身元情報を知るほぼ唯一の存在です。彼らは、出品者がどれだけ高額転売を繰り返しているか(つまり不正転売禁止法の違法条件を満たしているか)などの情報を握っています。また規約違反の高額転売の出品を止められるのも彼らです。

しかし、多くのケースでは主催者から通知や要請を受けても、全く高額転売の阻止に手を貸そうとしません。むしろ、彼らの手数料は高額な転売ほど上がりますから、高額転売を煽^{あお}って容易にしながら、大きな利益を上げていることになります。

彼らが、買占めを伴うような悪質な高額転売を出品禁止にすれば、事態は大きく解決に向かって動くでしょう。また、高額転売を繰り返す出品者(「業」として高額転売をおこなう不正転売禁止法違反の出品者)の情報を主催者や警察に開示すれば、摘発は現実味を帯びるでしょう。

(弁護士ドットコムニュース『STARTO 社が「チケットの悪質転売ヤー」の身元開示請求、横行する高額転売をどうしたら撲滅できるのか?』, 2024 年, <https://www.bengo4.com/c_23/n_17936/>より, 一部改変)

資料(E)

同法^{注1}では興行主に対しても、不正転売を防止する措置をコウ^(d)じることが求められている。いまだ公式リセール^{注2}がないケースも多く、求める声上がるのは必然と言えよう。だが、急病や急用で行けなくなったチケットを欲しい人に譲れるという点においては有用であっても、「いい席で見る」ことを目的に複数のチケットを入手するファンが重複分をリセールに出す可能性は限りなく低く、それだけでは根本的な解決にはつながりそうもない。併せて入場時の本人確認も必要だろう。

(中 略)

公演によっては、事前に顔写真の登録を求めるケースも出てきている。

だが、リセールシステム採用にしても、本人確認実施にしても、転売対策のコストはチケット代金、つまりルールをゲン^(e)シュしているファンにも跳ね返ることになるから、興行主にとっても容易な決断ではないだろう。一人ひとりが不正転売に加担しないという意味を持つことが何より重要だ。

(伊藤英里「リスク大のチケット転売」『AERA』第38巻4号通巻2070号、朝日新聞出版、2025年、p.21より、一部改変)

注1) 同法：入場券不正転売禁止法。

注2) リセール：一度購入したチケットを別の人に売却できる仕組みのこと。

資料(F)

以下はインターネットでのチケット転売に関する国民生活センターへの相談件数の推移を示した図である。図1は2013年度から2023年度までの年度ごとの推移を、図2は2018年1月から2019年12月までの期間中の1か月ごとの推移を、それぞれ示している。

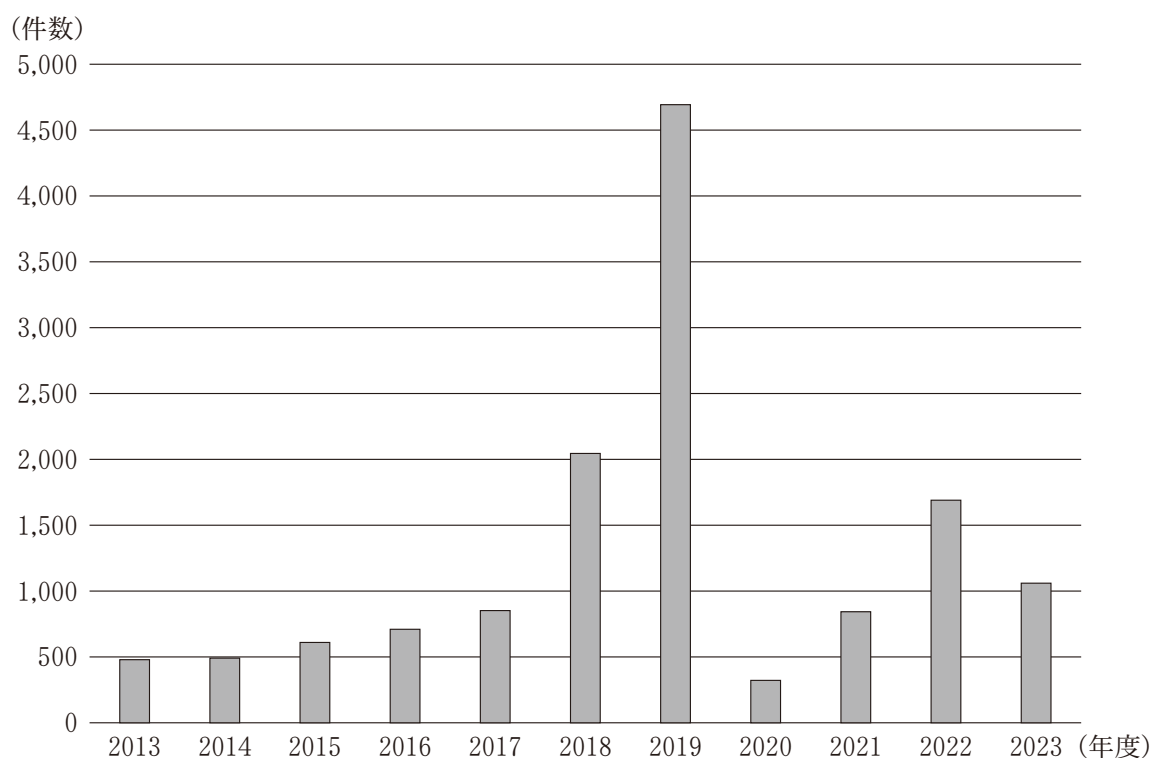


図1 インターネットでのチケット転売に関する相談件数の推移(2013年度～2023年度)

(～2018年度については、国民生活センター『インターネットでのチケット転売に関するトラブルが増加しています!』, 2019年, <https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190606_1.html>, 2019年度～については、NHK 北海道 NEWS WEB『高額転売でタレント所属会社など転売サイトに情報開示の手続き』, 2024年, <<https://www3.nhk.or.jp/sapporo-news/20240910/7000069738.html>>より, 一部改変)

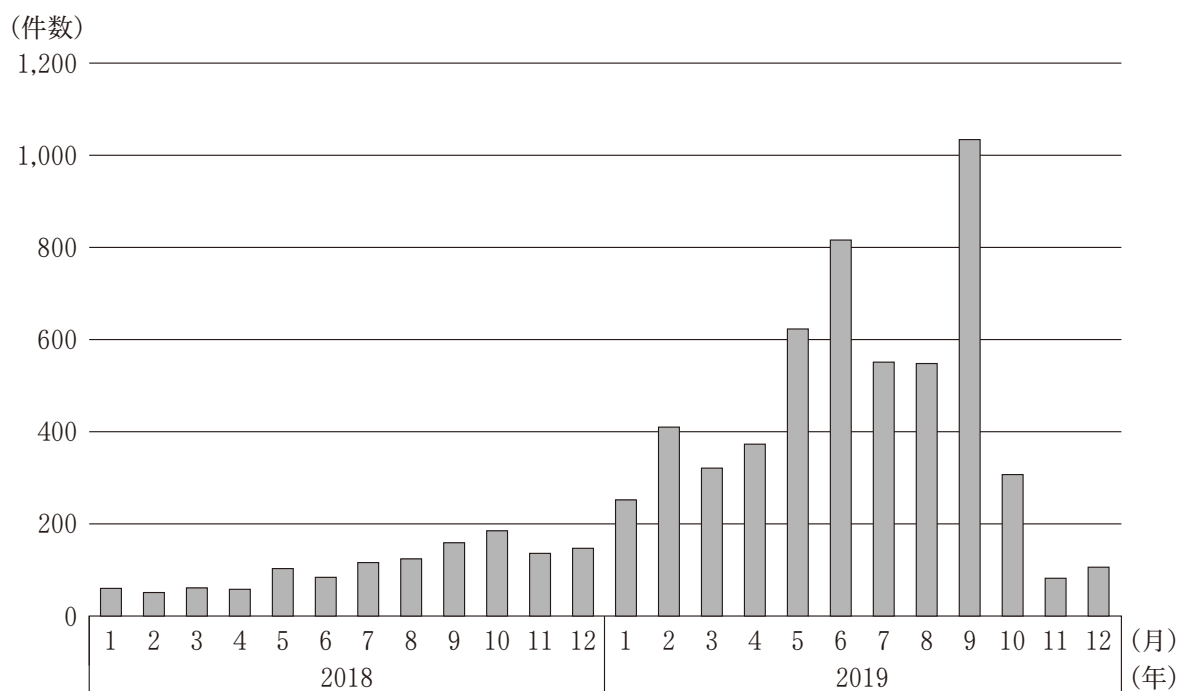


図2 インターネットでのチケット転売に関する相談件数の推移(2018年1月～2019年12月)

注) 2019年6月：入場券不正転売禁止法が施行

2019年9月～11月：日本でラグビーワールドカップ2019開催

2019年10月：人気アイドルグループのコンサートチケット転売で初摘発

(消費者庁『令和2年版消費者白書 図表I-1-4-12 「チケット転売」に関する消費生活相談件数の推移』, 2020年, <https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2020/white_paper_115.html#zuhyo-1-1-4-12>より, 一部改変)